

● 小児特定疾患カウンセリング料

項目再編のため名称変更と診療行為コード追加があります。

【現行】	診療行為 コード	【新】
小児特定疾患カウンセリング料 (1 回目)	変更なし	小児特定疾患カウンセリング料(医師) (月の 1 回目)
小児特定疾患カウンセリング料 (2 回目)	変更なし	小児特定疾患カウンセリング料(医師) (月の 2 回目)
(新設)	113029410	小児特定疾患カウンセリング料 (公認心理師)

● 小児科外来診療料および小児かかりつけ診療料

対象年齢が拡大され、その対象年齢まで自動算定されます。

◇ 4 月からの対象年齢

- ◆ 小児科外来診療料 →6 歳未満
- ◆ 小児かかりつけ診療料 →未就学児（6 歳以上の患者は 6 歳未満から小児かかりつけ診療料を算定しているものに限る）

● 在宅酸素療法指導管理料の乳幼児呼吸管理材料加算

管理料の下に入力します。

◇ 診療行為コード

114050170 乳幼児呼吸管理材料加算

※ 6 歳以上の患者に入力するとエラーを表示します。

診区	入力コード	名称	数量・点数	
14	.140	* 在宅料		
	114003710	在宅酸素療法指導管理料（その他）	2400 X 1	2400
14	114050170	* 乳幼児呼吸管理材料加算	1500 X 1	1500

- 以上 -